

新潟県建築国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響で

次の要件を満たす方は

令和4年度の保険料が減免対象となります

【保険料減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方⇒**全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年の年間収入が令和3年より3/10以上減少する組合員

⇒以下の【表】参照

減少率	減額又は免除割合
5/10以上	全額
5/10未満4/10以上	3/4
4/10未満3/10以上	2/4

減免の対象となる保険料は、令和4年度分保険料（令和4年4月から令和5年3月までの間に納期限が設定されているもの）です。

※次ページの留意事項をご覧ください。

【申請方法】

新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、以下へ郵送により申請してください。

申請先：〒951-8133

新潟市中央区川岸町3丁目17-2

新潟県建築国民健康保険組合 「保険料係」

TEL025-231-2856

申請受付開始：令和5年 2月 1日

締切：令和5年 3月15日（当日消印有効）

留意事項

1、収入の減少により保険料が減免される具体的な要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入(*)、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかが、年間収入ベースで前年に比べて3/10(30%)以上減少したこと。(※法人事業所としての売上減少は減免要件対象外)
なお、保険金、損害賠償等により補填された金額は減少額から控除します。

<算定方法>

令和4年と令和3年の年間収入額を比較して3/10(30%)以上減少した場合に保険料減免対象となります。

◇ 保険料減免申請判定例 ◇

① 令和3年(1月~12月)の年間収入額	10,000,000円
----------------------	-------------

③ 令和4年の年間収入減少率	50%
$1 - \text{②} / \text{①}$	
※ 5/10	

② 令和4年(1月~12月)の年間収入額	5,000,000円
----------------------	------------

※ 収入の減少率が5/10(50%)以上となることから全額減免に該当。

注：申請の際は、申請書の他に収入を確認できる以下の書類が必要です。

● 個人事業主の場合（一人親方含む）

- ・ 確定申告書第一表の控え※令和4年及び令和3年分

※ 收受印（e-Taxの場合は確認コード等が記載されているもの又は受信通知）が必要です。なお、令和4年分の確定申告書は申告前でも税理士等、確定申告代行者の確認印が押されたものであれば可。

※ 国や県から支給される各種給付金（特別給付金や持続化給付金等）がある場合は金額を確認できる書類を添付してください。

● 従業員等の場合（法人事業主等の給与収入者含む源泉徴収票取得者）

- ・ 源泉徴収票の写し※令和4年及び令和3年分

留意事項

2、提出書類

- 1) 「様式12」国民健康保険料減免申請書（令和4年度新型コロナウイルス感染症関係）
- 2) 「様式12 別紙」保険料減免に係る収入の申告書（令和4年度新型コロナウイルス感染症関係）
- 3) 令和4年と令和3年の年間収入額が確認できる書類の写し。（前ページ参照）
※国や県からの各種給付金（持続化給付金等）がある場合は金額が確認できる書類の写し。
- 4) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し

3、注意事項

- 今回の「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免」は、国の事務連絡（令和4年11月9日付）による財政負担の拡充を踏まえて急遽実施するものです。その影響により、**申請期間が非常に短くなっていますので、締め切り日（令和5年3月15日当日消印有効）にご注意ください。**
- 今回の保険料減免承認の可否は年間収入の実績額で判定します。
- 提出いただいた書類に不備があった場合、書類の追加提出や修正をお願いすることがあります。そのやりとりに時間を要し、3月中に処理できない場合、結果的に保険料減免をお断りする場合がありますことを予めご了承ください。
- 5級組合員（75才以上後期高齢者医療制度加入組合員）は減免対象外です。
- 保険料減免が承認され、令和4年度分の納付済み保険料が余剰となった場合は保険料を返還いたします。
- 申請が多数寄せられることが予想されます。お時間がかかる場合がありますことをご了承願います。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料減免は国庫補助金対象事業です。必要に応じてご提出いただいた関係書類等を指導監督機関へ提出する場合があります。

☆次頁以降のQ & Aもご覧ください。

保険料減免 Q & A (その1)

Q 1、 新型コロナとは全く関係ありませんが収入が減少しています。減免申請して良いですか？

A 1、 いいえ、明らかに新型コロナとは関係ない収入減少の場合は保険料減免対象外です。申請しないでください。

Q 2、 確定申告書控に収受印がありません。どうしたら良いですか？

A 2、 ご本人が税務署へ出向いて「新型コロナ対策」として閲覧請求等していただく必要があります。なお、令和4年分の確定申告書については確定申告前でも税理士等、確定申告代行者の確認印が押されたものであれば認められます。

Q 3、 市町村国保の様に毎月の保険料額の2/4とか3/4が減免されるのですか？また、減免期間は何か月ですか？

A 3、 市町村国保と同様に保険料額の2/4や3/4が減免されます。減免期間は令和4年4月から令和5年3月までの12か月間です。

Q 4、 1月~12月の収入を確認できるものは通帳の写し等でも良いのですか？

A 4、 通帳の写しや売り上げ台帳等は認められません。一人親方の場合は確定申告書を、法人事業主や従業員の場合は源泉徴収票をご提出ください。

Q 5、 国から給付金（持続化給付金等）を受給しました。これは確定申告書の中で受給した年の事業収入として含まれていますが、保険料減免判定の計算に含めますか？

A 5、 保険料減免判定の計算において、国からの給付金（持続化給付金等）は事業収入に含めません。事業収入から控除したうえで判定しますので、「様式12別紙」の「国等からの給付金欄」へ金額を記入のうえ、金額が確認できる書類を添付してください。

Q 6、 株式の売却収入が昨年よりも30%以上減少しています。保険料減免の対象になりますか？

A 6、 いいえ、株式の売却収入が減少しても保険料減免対象にはなりません。対象になるのは事業収入や給与収入等です。

Q 7、 農業収入が30%以上減少しています。保険料減免の対象になりますか？

A 7、 いいえ、保険料減免の対象とはしておりません。ご了承ください。

保険料減免 Q & A (その2)

Q 8、 事業所としての今月の売上が昨年より30%以上減少しそうです。保険料減免の対象になりますか？

A 8、 いいえ、事業所としての売上減少は保険料減免の要件にはなりません。
※経済産業省「持続化給付金」とは要件が異なります。

Q 9、 保険料減免に該当しそうです。保険料は納付しなくて良いですか？

A 9、 保険料減免該当の可否は判定しないと分かりませんので、納付いただくことをお勧めします。

Q 10、 今後は収入が減少したら保険料が毎年減免されるのですか？

A 10、 今回の保険料減免は新型コロナウイルスの感染拡大による特例的な保険料の減免措置であり、国の通知に基づき令和2年度、令和3年度に引き続き今年度も限定的に実施するものです。恒久的に毎年実施するものではありません。

Q 11、 令和4年と令和元年を比較しても良いのですか？

A 11、 いいえ、国の通知に基づき令和4年と令和3年を比較して、3/10（30%）以上収入が減少した場合に保険料減免となります。

Q 12、 そちら（本部）へ行けば申請書の書き方を教えてくれるのですか？

A 12、 新型コロナウイルス感染予防の観点から、郵送による申請にご協力ください。